

第 1 4 9 5 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 7 月 2 3 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 2 5 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(承認事項)

第4号 労務職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第25号 平成25年度島根県学力調査結果について (義務教育課)

第26号 平成25年度学校ネットパトロール事業の開始について (義務教育課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鴨木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	全議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
荒木上席調整監	全議題
小村教育施設課長	全議題
片寄高校教育課長	全議題
佐藤県立学校改革推進室長	全議題
原田特別支援教育課長	全議題
矢野義務教育課長	全議題
吉崎子ども安全支援室長	全議題
野津保健体育課長	全議題
荒瀬健康づくり推進室長	全議題
小仲社会教育課長	全議題
恩田人権同和教育課長	全議題
松本世界遺産室長	全議題
高橋福利課長	全議題
坂根教育センター教育企画部長	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	仲佐委員	

(承認事項)

第4号 労務職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○高宮総務課長 承認第4号労務職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

7月1日から職員の給与の特例減額を行っている。資料は1の5ページをご覧ください。東日本大震災などを契機とした防災・減災対策、あるいは景気・雇用対策という観点から、国と地方が一丸となってこの対策を進めていくため、国からの要請を受けて島根県においても職員の給与の特例減額を行う。そのための条例を県議会に提出するにあたり教育長が臨時代理を行ったことについて、前回の教育委員会会議において報告を行い、承認をいただいたところである。内容については資料に記載しているとおりであるが、参考というところをご覧くださいと、右から2番目に技能労務職という記載がある。この技能労務職という職の給与については条例ではなく、条例を受けた形での規則で定められている。

資料は1の1ページに戻っていただきたい。職員の給与の特例減額について、前回の教育委員会会議の段階では、議会上に上程されたが議決はされていなかった。6月26日に閉会した6月定例島根県議会において、当該条例案は賛成多数をもって可決された。7月1日から給与の特例減額を行う必要が生じたが、労務職員についてはこの条例の議決に伴って教育委員会規則を改正する必要があった。教育委員会規則については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条の定めに基づいて、本来教育委員会会議に諮るべきものである。しかしながら、6月26日の議決、7月1日からの施行という期日の関係上、この規則の3条、すなわち教育委員会を開催する暇がない緊急を要するときという件に該当するものとして、労務職員の給与に関する規則の一部改正を教育長が臨時代理により行ったため、ご報告するとともに承認を求めるものである。

なお、減額率等については、資料中ほどにある改正の概要の表をご覧ください。100分の6、100分の5、100分の3という3段階に分けて減額を行うこととしており、減額の内容については、前回の教育委員会会議でご説明した条例案のとおりである。

○山本委員長 労務職員というのは、どういう職員なのか。

○高宮総務課長 学校の校務技術員などである。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第25号 平成25年度島根県学力調査結果について（義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第25号平成25年度島根県学力調査結果についてご報告する。

島根県学力調査については、今年度、結果がまとまったところで新聞発表等も行っているが、教育委員会の方にはここで説明させていただく。

島根県学力調査の目的は、学習の実現状況、意識や実態の客観的な把握などから、学習指導上の課題やその改善状況を明らかにし、今後の施策等に資するものとするということである。

子どもたち一人一人の実態を把握して個に返すということで、全数調査を行っている。また、教育委員会や各学校での学力向上策の計画、成果の検証等にも活用しているところである。

例年は4月に実施しているが、国の調査が1週間ずれた関係で今年度は5月9日に実施した。インフルエンザによる学級閉鎖が2校ほどあったが、これは後日実施しており、それ以外は大変スムーズに進めることができた。

実施した学校は、小学校が公立小学校118校、特別支援小学部5校で合わせて223校、中学校が公立中学校99校、特別支援学校中学部6校で合わせて105校である。ほかに私立中学校1校、国立の小中学校が参加しているが、これらのデータは私どもの方では持ち合わせていないため、資料の4番以下のデータは公立小・中学校についてのみまとめたものである。

今回は全数調査だったが、国の方でも全数調査を実施していた。4番の表の下の欄外に※印で書いているが、松江市の小学校6学年の国語及び算数、中学校3学年の国語及び数学、これらは国の調査が行われた学年、教科であり、こちらについては県の調査は未実施である。国の調査があるため、松江市が実施を控えられたと聞いている。その関係で、各教科の実施人数の中で、小学校6年と中学校3年が4,500、4,400といった少ない数になっている。

全県の小学校6年生も中学校3年生も松江市の人数が28%程度を占めているが、公になっている県平均と松江市の平均の過去の状況を比較したところ、大きな差はなかった。実際に今回の問題についてどうだったかということにはわからないが、過去の状況から見て大きな影響はなかったと考えている。

用語の解説だが、正答率とは正答した割合である。全国的な値とは、過去の結果や事前調査をもとに統計的に算出した推計値である。全国各地で実施しているが、全ての集計が終わるまで待ってから平均を出すとなかなか分析ができないということもあり、業者の方でこのような推計値を出し、それをもって全国的な値ということで示している。観点や領域の意味合いは、資料記載のとおりである。

公表する調査結果だが、県全体のものについては、教科・学年別の正答率、観点別・領域別の正答率、生活・学習意識調査に関するものを公開している。

各市町村の方は資料2の2をご覧いただきたいが、教科・学年別の正答率である。ただし、学校が特定される場合は公表しておらず、例えば知夫村、川本町、西ノ島町のように町村内の学校が1校である場合は公表していない。また、複式学級用問題や、中学校3年生について、社会科でいわゆる新教育課程と旧教育課程との移行で違う問題を受けた学校がある。そういった学校を除くと1校になる場合も公表しないこととしている。

報告書については、例年のとおり11月下旬を目途にクロス集計等を行い、分析、指導、工夫の改善点を記載する。

8の結果概要の一覧表をご覧いただきたい。3ポイント以上を二重丸、その他、丸、三角、黒の三角といった記号を記載しているが、これはわかりやすくするために記号化している。

全体としては、昨年度に比べると悪くなっており、全国との差が大きくマイナスの方に振れている。また、小学校では悪いが、中学校になると良くなるという傾向は、やはり以前と変わらず今回も出てきたところである。

資料2の3には経年変化を載せている。本県の学力調査は18年度から行っているが、小学校3年生だった児童が今年中学校3年生になるため、経年で見られるように19年度からのものを載せている。

資料2の4、2の5には各教科の結果を受けての概略を載せている。基礎問題、活用問題とも、先ほどお話ししたように小学校では全国を下回るころが多かったが、中学校では上回る学年が多く、中学生にかけての伸びはこれまでと同じ傾向であるということである。

今回、問題が小学校の方では2割、中学校で4割から8割、中学校英語については全面改訂されており、その辺りの影響も多少出ているかもしれない。こういったことも今後分析していきたいと思っている。

各教科ごとにそれぞれ記載しているが、やはり基礎的なところではある程度理解が進んでいるけれども、活用問題、説明問題といったところでは、まだまだ十分ではない状況が見えたというところである。

資料2の6は生活・学習意識調査に関する結果概要だが、これもグラフの方でご説明する。資料2の7は自尊意識に関することについてである。これは自分によいところがあると思う、というような聞き方で行っているが、全体的に上昇している。全国の調査でも同じような項目があるが、これと比較しても、当てはまる、あるいはどちらかといえば当てはまる、という状況は高いものがある。こういったことが学習意欲にもつながってくるというふうに考えている。

資料2の8は学習に関することで、国語の勉強は好きだ、社会の勉強は好きだと、というように5教科挙げている。学年が進むにつれて興味が薄くなるというのはどの教科も同じであり、大

体例年と横ばいの状況だが、国語だけが全学年で下がっている。なぜそうなったかはわからないため、これもまた分析していかなければいけないと思っている。5月の連休があり、もしかするとそうした影響も出てくるのかもしれないが、原因はいろいろあるだろうと思っている。

資料2の9は1カ月に読む本の冊数だが、増えているところもあれば、若干ではあるが減っているところもあり、ほぼ横ばいの状況である。

30分以下の学習時間については全体的に減少傾向にある。グラフには挙げていないが、これと逆に1時間以上勉強する割合はいずれの学年も上昇しており、全体としては家庭学習が次第に身につけてきているのではないかと考えている。

もう一つ、一番下のテレビを1時間以上見る割合が、今回非常に減っている。いいことのようにも思うが、最後のページの携帯電話を使っているか、というところで、全く、またはほとんどしないと回答した児童生徒の割合が減っている。テレビを見ずに勉強をしていれば勉強時間が伸びたため多少は勉強の方に向かっていると思うが、携帯電話などに時間を回している可能性もあるのではないかと考えている。

携帯電話を使用する時間については、これは使用する生徒のみに聞いた平均だが、中学校3年生は80分程度が平均となっており、やはり使う子は本当に長い時間使うことがわかる。

行事への参加は、やはり高い状況が続いている。

○土田委員 結果概要を見ると、小学校の時と中学校の時とでは全国との差が極端に変わっている。小学校の時は悪く、中学校になると極端によくなっているが、これはいい方へ変わっているととらえるべきなのか。数字のとらえ方が違うのではというような疑問を感じざるを得ないが、比較対象の数値は同じような形でとらえているのか。島根県だけ中学校が急に飛び抜けてよくなるとは思えないのだが、いかがか。

○矢野義務教育課長 これまでもやはり同じような傾向があり、県の学力調査では小学校よりも中学校の方がいいということが続いている。ただ、この全国の数値というのが、業者に依頼している学力調査であり、なかなか母数がはっきりわからないというところがある。以前聞いたところでは、児童生徒数が全国で各学年大体110万人程度だが、おそらくその1割までは受けていないと思われる。毎年受けているかどうか、地域的にどういうところが受けているか、島根県と同じように小学校の4年生から中学校3年生まで全部受けているかどうか、そのあたりはわからない。実際その母数がどういうものかというのがはっきりしないところはある。

○土田委員 県内でこういう形で出されるのはいいが、今の説明のように、全国でどれだけの実施校があるかわからないということであれば、中学校でこれだけよくなったと全国との比較を出す意味が果たしてあるのかどうか。中学校のデータを見て、自分の学校は全国平均よりこれだけ良いのだ、というような自己満足に陥って安心してしまうということはないか。そういった点で全国との比較を出す意味が余りないのではないかと考えるが、その辺りはどうお考えか。

○矢野義務教育課長 県で考えると、問題も少しずつ違っており、子どもたちも学年進行で変わっていくので、どうしても相対評価しかできなくなる。県内では数千人が受けているが、全国では少なくとも数万人規模では受けていると思うので、そういった大きな数の方がよりぶれは少ないと思う。それとの比較というのは一つの目安にはなると考えている。

○土田委員 その点ははっきりさせ、例えば全国は限られたデータしかないなどの注釈を加えて県内の市町村教育委員会に示された方がいいのではないかと。県内の児童生徒は全て受けているので良いが、全国の児童生徒も全て受けているというとらえ方をされると問題があるのではないかと。全国については非常に限られたデータであり、参考だけであるというような形で公表された方がいいのではないかと。このデータを見ると、単純に小学校の先生は教え方があまり良くなく、中学校の先生の教え方が大変良くて伸びてきたのだろうか、というような見方しかできない。公表の仕方を一工夫された方がいいのではないかと。思う。

○矢野義務教育課長 冒頭でお話ししたが、いわゆる全国の数値というのは、全国で受けた子どもたちの平均値ではなく、統計的に算出された正答率であり、そういった説明は行っている。市町村も全国との比較も行うし、あるいは市町村平均、県平均と比べてどうだったかということも分

析している。あるいは個別に問題ごとに分析を行っている市町村もあり、それぞれの値を使ってやっていただいていると思っている。

○仲佐委員 意識調査も行われているが、2の6の家庭生活に関するところで、携帯電話を全くまたはほとんど使わない方が7割程度である。ということは、逆に3割の方は使用しているということになるが、使っている方のその先の調査のようなことはされているか。それからどれだけ使っているかという時間について、中学校で80分ということだが、その先の取り組みは行っているのか。

○矢野義務教育課長 これは一応分析だけである。保健体育課でもメディアについての調査もいろいろとやっているが、その辺りも含めて取り組みを考えていかなければならないと思う。県全体では、現在義務教育課では行っていないが、松江市ではノーテレビ、ノーメディアというような取り組みを行っているし、雲南でもそういった取り組みを行っているところはある。

○仲佐委員 携帯に関わることは実際にいろいろと耳にすることがあり、ネットのアクセスで問題があって学校から家庭に連絡が来るということもたまに聞くことがある。その先のフォローをどう取り組まれているかと思ったところである。

○矢野義務教育課長 その点については、この後、ネットパトロールについての議題でお話しさせていただきたいと思う。

○岡部委員 この調査を始めてからかなり年数たっているが、目的にある、この結果を通じた教育施設の充実と学校における指導の改善に資するということにうまくつながっているかどうかを伺いたい。調査自体の有効性も含めて、この学力調査を担当課としてはどのように評価されているか。

実は今回の話を聞くまでは、統一学力テストのようなイメージで受け止めていたが、実施しているところや実施していないところと、どうやら全国的にもいろいろなケースがあるようである。その中でかなり大規模なこの学力調査を何年にもわたってやってきて、たぶん即ということはないと思うが、この結果が日常の教育の場にいろいろとうまく活かされているかどうか。こういった調査は、往々にして惰性に流されるという危険性ももう一方ではあると思うので、その辺りのところをうまく運営されているかどうかを伺いたい。

○矢野義務教育課長 今お話しがあったように、すぐに効果が出るというような形にはなかなかないが、例えば正答率の高い生徒と十分でない生徒とで、生活に関するいろいろな質問とのクロス集計といった分析もやっている。そちらは11月に調査結果として報告するが、そうした集計から子どもたちの生活習慣がどのように学力に影響しているのかという点も、市町村単位でも見られるようになってきている。県では、例えば家庭学習が少ないということもあって、今年も家塾プロジェクトというものを実施しているが、そのように施策につなげているところがある。

また、各学校で一つ一つの問題について分析し、学校の指導のあり方の改善に直接つなげてほしいという点は各学校に特にお願いをしている。例を示したりしながら結果の活用を図っているところである。

○岡部委員 これだけの調査であるので、このデータには宝の要素が十分にあると思う。ぜひその活用ということで、データをうまく使って実際の教育の場に効率的に還元していただきたいということを要望しておきたいと思う。

○原委員 1学期が終わって子どもの個人懇談があったが、そのときに返されたのがこれだろうかと思って聞いていた。学校ごとに対応は違うと思うが、懇談の際、先生が言われたのは「どうぞご覧になってご家庭にお持ち帰りください」ということだけだった。「えっ、先生、私はこれをどうしたらいいですか、保護者としてこれをどうすればいいですか」とお聞きしたが、「まあこれは学力テストですから」というよう話だった。

こういうことを言うてはいけないかもしれないが、この調査がどれだけ現場で生かされているのかということ、行政側としてはなかなか見えない部分も多くあると思う。ただ、実際に返されたものを見てみると、国語はあなたはこういう点が足りないので、もう少し読書を増やすようになど、やはりとてもいいことが書かれている。やはり先生方が子どもたちそれぞれに直接言っ

ていただきたい。また、個人懇談のときにも結果を返すのであれば、例えば5分程度の短い時間であっても、実際に紙を見ながらここはこうではないかなど、話し合いができるといいと思った。若い先生でもあり、私がそのようなことを言って傷つけてもいけないと思って、その場は「わかりました、家で子どもと話し合います」と言って帰った。

また、先日、高校入試の平均合格点を見せていただいて、東部と西部の余りの違いにとっても驚いた。もちろん点数だけがその子どもの学力ではないことは重々わかっているが、テストの点でそれだけ違いが出るということで、石見部の教育環境がどうなのか、ということについても考えている。先般、知事室でお話をさせていただいたときに、西部の方はどうしても経済状況が悪くて保護者に余裕がなく、家でしっかり勉強させるという環境が足りない、というような話を知事もされていた。やはり学力だけでなく、保護者が子どもに対してこれだけのことをしてやりたいと思いつつも、それが経済的に許されない状況ということもある。私も以前、ほんの少し教員をしたことがあるが、東部と西部でどうしたら学力差が縮まるのかと考えたときに、やはり大切になってくるのは授業だと思う。では先生方が一生懸命一人一人の子どもに応じた授業ができるためにはどうしたらいいのか。よくここで話に出るが、そのためにはやはり先生方が授業研究をする余裕のある職場が必要であり、そうあってほしいといつも思う。私たちにできることは、やはり先生たちにもう少し余裕を与えてあげることではないか。そして授業研究をしていただき、家庭の生活の苦しい子どもたちの学力も伸ばせるような環境が整うと良いと思った。

○矢野義務教育課長 この学力調査の一つの大きな目的が、冒頭にお話しした一人一人の実態を把握して個別指導に生かすということであるので、そういった使い方ができるようにまた指導をしていきたいと思う。

また、毎回市町村ごとのデータも公表しているが、石見部でも頑張っていらっしゃる町村があるので、そういったところの取り組みも他に紹介しながら、全体の向上に努めていきたいと思う。

○山本委員長 国が統一して実施しているものが小学校6年生と中学校3年だが、これを例えば国と県とで統一し、小学校4年から中学校3年まで国側で問題をつくって、実施する教育委員会がそこから選択して使用するというようなことは、国の方では考えていないのか。松江市のように多忙感などで辞めてしまうと、平均の基準が合わないのではないかと思うが、その辺りはいかがか。

○矢野義務教育課長 今年度は国の方が全数調査だったが、去年の秋口の時点では、25年度は全数だが、26年度は抽出に戻るというアナウンスをしていた。全国が全数を実施したら県は実施せず、また抽出に戻ったら実施となると、データの継続性がとれないと思い、今回は国が全数を実施するけれども、県も全数で実施ということで計画し、多くの市町村もそれでいいということで参加いただいたところである。ただ、自民党政権になり、26年度以降も全数調査で行うということを言っている。そのあたりは市町村の負担も考えて、今後については県が実施する学年や教科について、どういう形がいいのかを市町村の意見も聞きながら考えていきたいと思っている。

○山本委員長 これは業者のテストということだが、この業者は47都道府県全部はやっていないのではないか。プロポーザルを聞いたかどうかは知らないが、いかがか。

○矢野義務教育課長 47都道府県全てはやっていないと思われる。

○山本委員長 そうすると統計的なデータと書いてあったとしても、一般の人が見たときにはやはり全国平均だと思ってしまう。その辺りを間違えないようにしないと、データとしては小学校ではあたかも平均よりも非常に低いように見える。

そうすると、やはり土曜日は学校を開けなくてはならないのでは、という意見が出てくるのではないか。また、極端な話だが、逆に中学校は成績が良いので休んでもいい、というような意見が出てくるのではないか。授業時間数が少ないので土曜日に少し学校を開けてもよい、というような解釈の仕方を少し考えようかという話が出ているが、そうすると、小学校では月に1回ずつ土曜日に出るようになるが、中学校はそのまま、というようなおかしなことにならないか。

○矢野義務教育課長 全国のデータがあと1カ月程度で出ると思うが、そのときの当該学年の国

語、算数、数学との比較がまた一つ目安になるかとは思っている。

また、授業時数についてだが、今の学習指導要領での必要な授業時数は国で示されている。県の方で授業時数の調査をやっているが、どの学年も標準の授業時数以上の授業は一応やっていたというふうには報告を受けている。

○山本委員長 携帯電話についてだが、小学校は何かルールがあったか。使わないというのが基本だったか、特にその辺りはルールを決めてはいなかったか。7割方は使っているということは、7割方は持っているということになるが、学校への持ち込みは禁止されているのか。

○矢野義務教育課長 学校持ち込みについては、高校も含めて禁止しており、許可を得たものしか持ち込みはできない。

今回のデータで気になっているのは、中学校2年生の数字が中学校3年生に近づいていることである。また、小学校5年生以上の携帯を使わない割合が、やはり以前の中学校2年生程度まで下がってきており、携帯を持つ子どもの年齢が非常に若年齢化してきたという点が心配なところである。

○山本委員長 今のところでは、携帯電話に関するトラブルというのはないのか。

○矢野義務教育課長 いろいろと出ている。この後、ネットパトロールの議題のところでお話ししたい。

――原案のとおり了承

第26号 平成25年度学校ネットパトロール事業の開始について（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第26号平成25年度学校ネットパトロール事業の開始についてご報告する。

これは今年度のいじめ対応事業の一環ということで、新規に起こしたものである。先ほども話題になったようにインターネット等でトラブルに直接巻き込まれる危険性が増しており、現在、そういった事例もいくつか報告として上がってきている。事業目的としては、そうした中で情報モラル教育を充実させていくということに加え、インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るために、ネットパトロールを行うというものである。

ネットパトロールを行う対象とする学校は、県内の公立学校については、高校40校、特別支援学校12校、中学校100校、小学校220校である。

主な事業内容は、学校非公式サイト等の検索、監視、書き込み等の削除依頼の代行、またその結果を市町村教育委員会、県の教育委員会へ報告を行うことである。また、いろいろなトラブルに関する相談事に業者で乗ってもらうということ。加えて、高いレベルで緊急を要するような問題が発生した際の緊急対応や、あるいは研修への講師派遣、ということである。

委託業者については、5社応募があり、6月下旬にプレゼンテーションの審査会を行って、厳正なる審査の中でピットクルー株式会社に決定した。東京に本社のある業者であり、島根県の方の検索は主に北九州にあるセンターで行ってもらっている。契約については本年度の3月31日までとなっている。

資料裏面に事業のイメージ図を載せている。具体的には、小学校は年1回、夏休み明けに検索を行ってもらう。中学校、高校、特別支援学校については、約二ヶ月に1回、今年度は8回となるが、検索をかけ、結果を高、中、低というリスクレベルに分けて報告してもらうことになっている。リスクレベルが高いのものについては、即教育委員会へ報告を行い、そこから該当の学校の方へ連絡する流れとしている。県立高校については、子ども安全支援室の方にすぐ報告が来ることになっている。リスクレベルが中または低いものについては、定期的に学校および教育委員会へ報告するような形としている。

リスクレベルが高いものが発生した場合は、定点監視といって常時そのサイトを監視をしても

らい、それ以降動きがないかどうか監視し、報告も即上げてもらうこととしている。

先ほど仲佐委員から話があったが、このネットパトロールの対象は基本的には2ちゃんねるなどの掲示板やブログなどが主である。実は現在はスマートフォンのLINEの中でいろいろな問題が起こっているが、そこについては個人情報等の関係もあり、まだこのネットパトロールの事業の中では具体的に監視できない。その対応については今後考えていかななくてはならない。

もう1点は、監視とあわせて、情報モラル教育を充実させていくということである。監視を行っていること自体が抑止力につながるということも考えている。また、こうした業者との連携の中でいろいろと新しい情報の提供を受けながら、それを各市町村教育委員会や学校へも、最近起こっている問題として情報提供を行っていく。情報モラルの高揚については、いろいろな研修の場を通して実際にネットを使う子どもたちの意識を高めていくよう今後取り組んでいきたいと考えている。

○岡部委員 新規事業としてネットパトロール事業を始めるということだが、こういうものはおそらく何もないところからは始められないのではないかと思う。この事業を開始するに至る背景となったような具体的な事例があれば、差し支えない範囲で少し伺いたい。

○吉崎子ども安全支援室長 具体的にどういった事例が起きたので今年度事業を開始した、というところは、実は私自身のところでは把握していない。しかし、いじめ防止推進法の中でもインターネットによるいじめ等についての対応も図ることが明記されている。また、そうした点についてはこれまでも文科省から通知が出ており、その流れの中で今回のような事業に向けて我々も検討を、ということになったと思っている。

他県の状況等もいろいろと調査したが、こうした事業を開始している地方公共団体の教育委員会等も多くあった。他県の情報も入手する中で、いじめ防止法案が成立するまでのところで今年度本県で動き出したところ、実際に法律にもネットに関する内容があり、それにはきちんと対応できるような体制が少し整いつつあるのでは、というふうには考えている。

実際には、これから市町村教育委員会へ随時研修の機会を通して説明を行っていくため、今月の末から動き始めるところだが、現在のところは子ども安全支援室が窓口になって情報は得ている。ブログの中で若干書き込みがあったり、少し悪さをしているようなところを写真に撮ってネット上に載せたり、といった事例が実際に報告として上がってきている。このような事例については、特定される部分は学校へ早速連絡し、対応していただいている。このように今のところ少しずつ進んでいるところであり、今後もいろいろな報告が上がってくるのではないかと考えている。

○岡部委員 事業実施期間は来年の3月31日までということだが、この事業というのはあくまで試行ということで期間を区切った事業なのか。それとも、来年3月までの様子を見た上で、継続していくということもあるのか。

○矢野義務教育課長 今年度は業者等の契約が3月末までということで、一応単年度ということでやっている。

先ほど見ていただいた検索方法や、定点監視などを今年度やってみて、どういう状況かを把握した上で、来年度以降、そのやり方を変える等はあるかと思うが、しばらく継続したいとは思っている。

○仲佐委員 学校ネットパトロール事業ということで、大変いい取り組みを取り入れられると大変感心している。先ほど、他県でも取り組まれているという話があったが、それは時期的には1年前なのか2年前なのか。また、このネットパトロール事業を実施したうえでの事例など、そういった情報収集はされているか。

○吉崎子ども安全支援室長 他県でどういった事例があったかということについては、今持ち合わせていないが、業者を決める際に、実績等は検討の中に入れていく。このピットクルーについては、昨年度末までのところで18の県や市の教育委員会での実績がある。この業者以外にもそういった形でネットパトロールをしている県ないしは市町村の教育委員会があることは把握しているので、全国的にこうした動きがあるのだろうということは把握している。

○仲佐委員 資料の図を見ると大体流れが分かるが、トラブルが発生したときの情報の伝達方法や、事案の指導についてのマニュアルなどの作成は考えているか。

○吉崎子ども安全支援室長 今度、各事務所管内で健康教育研修という悉皆研修があり、それには各校の教育職員も参加するようになってきている。その場で1時間弱ではあるがこの業者から説明をし、そこで各学校に対応の仕方などを伝える予定である。その後、また別途、市町村教育委員会の担当者にも業者から説明を行う。

市町村で対応すること、また学校で直接対応することについては、7月末から9月初めまでのところで事務所管内を回る県内5カ所の研修で伝えるようにし、確認していきたいというふうに考えている。

伝達方法については、緊急を要する場合には電話での連絡がまず一番だが、そうでないときには、すべての学校のメールアドレスを業者に提供しているので、直接業者からメールで報告が行くような形にしている。

○仲佐委員 まだマニュアル作成までには至っていないということか。

○吉崎子ども安全支援室長 対応の手順については業者がその研修の場で説明を行うので、それをもってマニュアルにかえるという形になるかと思う。子ども安全支援室としても、業者の説明をもとにきちんと対応したいと考えている。

○仲佐委員 新しい事業というのは、やはり皆さんの理解のもとに進まなければ、不十分なものになってしまうことがあるので、その点はよろしくお願ひしたいと思う。

○原委員 私には中学生や高校生の子どもがいるので、こういう問題は随分前から耳にしている。一例をお話すると、今から6、7年ぐらい前に中学生の子どもの掲示板ができたが、それはある一定の子どもを中傷する掲示板だった。そこにどんどん書き込みが行われているということが発覚し、それを耳にした学校側がすぐ調べられたが、そうしたことが本当に日常茶飯事的に起こっていた。それでいじめがあったり、いじめ問題に発展したりというようなこともあると思う。学校現場としては、先生方が子どもたちの声に耳を澄ませ、そういうものがどこかにできているのではないかといつも監視されていると、私も保護者として感じていた。

今、LINEへの対応がまだであるとの説明だったが、こうしたものはものすごく流れが早い。最初はMixi、そしてチャット、ツイッター、ブログ、となり、もう今の子どもたちはLINEである。今、掲示板を見張ったとしても、もう全然追いついて行けないのではと思う。先ほどLINEはプライバシー保護の問題がある、と言われたのでこれは困ったことだと思ったが、もうすべてLINEでやり取りがなされている。無料であるし、スマートフォンを持っていないくてもアイポッドでも利用できる。小学生でアイポッドを持っている子どもは、親が気がつかないうちにLINEをしているということもあつたりする。やはりもうこれからはLINEをどう指導して、どうチェックしていくかということだと思う。

○矢野義務教育課長 業者との話の中でもその点をいろいろと聞いてみたが、ネットパトロールというとは何でもできそうな感じがするけれども、実際には膨大なデータの中のごく一部しか監視できないということである。先ほど話に出たLINEや、ゲームソフトの中にあるサークルのようなものなど、そうした閉じられた空間の中には、業者であっても一切入ることはできないのが現状とのことだった。そうすると、こういったネットパトロールは効果がないのかということだが、業者を選定する前にいろいろと情報を集めた中では、導入したことを広くアナウンスすることによって、やはりかなりの抑止効果があり、導入したところでは問題の発見件数そのものは減ってきているということであった。それらがLINEの方に流れていた、ということではどうしようもないが、少なくとも掲示板などでのトラブルは確実に減っているということはある。もう一つは、先ほど室長からも申し上げたように、情報モラルの教育も家庭でもしっかりとやってもらうよう、保護者の方にも説明しながら進めていく必要があるというふうに思っている。

○岡部委員 先生方への研修も大切だが、この事業のねらいも含めて、事業そのものについての子ども向けの啓発ということも、ぜひとも心がけていただきたい。抑止効果にもつながらず、となつてはいけないので、その辺りも留意していただきたいと思った。

――原案のとおり了承

山本委員長：閉会宣言 **14時25分**